

様式第4号（第5条関係）

変更契約調書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市鳥羽三丁目30番19号 有限会社中村松兵衛商店 代表取締役 中村 岳尚
工事名	鳥羽三丁目外8町量水器取替工事
工事場所	鳥羽市 鳥羽三丁目外8町 地内
工事種別	水道工事
変更工事概要	量水器取替工 N=1式 堅神町、屋内町、池上町、小浜町、鳥羽一丁目、鳥羽二丁目、鳥羽三丁目、鳥羽四丁目、鳥羽五丁目 φ13 N=437基 φ20 N=6基 φ40 N=8基 φ50 N=1基 φ75 N=2基 φ100 N=1基
当初契約年月日	令和7年7月22日
変更契約年月日	令和7年12月3日
当初工事期間	令和7年7月22日～令和7年12月19日
変更後工事期間	令和7年7月22日～令和7年12月19日
当初契約金額	3,410,000円（税込み）
変更金額	172,700円（税込み）
変更後の契約金額	3,582,700円（税込み）
変更契約理由	当初設計に基づき工事施工中のところ、下記理由により変更するものとする。 鳥羽三丁目地内において、量水器ボックスが小さく取替が必要となつたため、撤去及び復旧の費用を増工とする。 メーターから受水槽までの距離が長い箇所においては、戻り水が多く、ポンプで吸い上げる必要があつたため、水替えを増工とする。 量水器取替において、受注者との本工事の契約を締結する前に、量水器取替対象の中から交換が必要となつた量水器が生じ、水道課直営での交換を行つたため、量水器取替工を変更減とする。 尚、その他諸数量の移動については、上記理由によるものである。